

(様式2)

京丹後市誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくり推進条例(案)の概要

1 趣旨について

どのような価値観をもつ人であっても、生活を営む上で善きもの、正しきもの、喜ばしきものとして誰もが願う、普遍的な価値観又は規範である市民個人や地域社会の「幸福」を、行政運営の中心軸として明確に据え、まちづくりの方向を揺るがず見定めていくことが、普遍で真に市民本位の行政を進める上でも、いよいよ重要です。

市民の日常生活において身近な存在である地方公共団体が率先してこのような「幸福」を明確に中心軸に据えたまちづくりを展開していく意義は、とても大きいと考えます。

このような認識のもと、誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくりを進める基本的で共通的な事柄を定め、市民皆でこのことを共有してまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

2 条例の概要

第1条(目的)

市民総幸福のまちづくりの基本理念を明らかにすること。

これを推進するための基本的で共通的な事柄を定めること。

第2条(基本理念)

まちづくりは、市民の誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福の増進が持続して発展することを目指すもの。

京丹後市まちづくり基本条例に定める自治と協働の基本理念にそって進めるもの。

第3条(総合的・系統的な行政施策の体系構築等)

行政施策の立案及び執行に当たり、次のことに留意し、市民にきめ細やかな施策となるよう努める。

- ・総合計画等の基本的な計画を踏まえること
- ・幸福の多面的・総合的性格にかんがみること
- ・施策の平等と公平に依拠すること
- ・将来世代に及ぶ展望を踏まえること

- ・総合的かつ系統的で選択可能な施策の体系を構築すること

市民の悩み願いを聴き、それを行政施策への効果的な反映に努める。

市民誰もが幸福をますます実感できる形成のため、市民参加が促される環境づくりに留意する。

第4条（幸福度指標の作成）

市民の幸福度を指標化し、総合計画など各種施策の反映に努める。

第5条（自助と基本理念等の共有）

市民は、次のことの共有に努めること。

- ・幸福を追求し、これの実現と享受する主体であること
- ・市民自らの幸福の実現に努めること
- ・誰もが幸福をますます実感できるまちづくりの理念と意義

第6条（共助等の環境）

市民が互いに支え合い、助け合い、高め合い、役割を担い合える社会基盤の構築のための制度的環境や社会的環境をつくるよう努める。

市民が市民相互幸、社会全体の幸福の実現への寄与と協力を行うことが促されるような環境、妨げられない環境の整備に配慮する。

第7条（公的・社会的セーフティネットと安全・安心なまちづくり）

誰もが健康で文化的な必要最低限の生活が営めるための公的基盤の確保のため、セーフティネットの構築に努める。

市民の直面する状況を克服するための主体的努力が、無理なく促されるような制度環境に努める。

市民の命を守ることが行政の原点にあることを自覚する。

命を支える公的・社会的セーフティネットが自然な形で何重にも張り巡らされ、誰も自殺に至らせない、生き心地のよい社会づくりに努める。

犯罪の防止、防災・減災の推進など安全で安心できる生活環境の整備に努める。

第8条（他の地域と社会との連携）

本市と本市以外の地域が互いに支え合い、助け合い、高め合って、相互に地域市民及び地域社会全体の幸福の一層の実現が図られるよう留意する。

第9条（関係機関との連携）

施策の立案・執行に当たり、国、都道府県などの関係機関と連携して実施する。

附則（京丹後市まちづ基本条例の一部改正）

この条例の制定と併せ、京丹後市まちづくりの基本条例の「まちづくりの目標」に「誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまちづくり」を加え、この条例と京丹後市まちづくりの基本条例との位置づけを明確にする。

3 施行期日について

平成27年4月1日から施行する。